

第21回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

当社の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制
財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
特定完全子会社に関する事項
親会社等との間の取引に関する事項
会計参与に関する事項
その他の
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

株式会社セブン銀行

上記の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sevenbank.co.jp/ir/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

当社の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役会における決議内容

会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について、当社が実施すべき事項を2006年5月8日開催の取締役会で決議いたしました。本決議の内容については、年度毎に進捗状況をレビューし見直しを行っております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、経営にあたってコンプライアンスを実践するため、「コンプライアンス方針」・「コンプライアンス遵守基準」を定める。取締役は、コンプライアンスへの取組状況の概要を定期的に取り締役に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存・管理し、取締役又は監査役から要請があった場合に速やかに開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、当社経営に係る損失の危険を適切に管理し、経営の健全性と効率性を確保するため、リスク管理を体系的に規定する「リスク管理基本方針」を定める。取締役は、リスク管理に関する事項を定期的に取り締役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規則」を制定のうえ付議・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図る。取締役会は、業務執行の意思決定効率化のため経営会議を設置し、円滑かつ効率的な職務の執行を図るため執行役員制度を導入する。

⑤ 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「コンプライアンス方針」・「コンプライアンス遵守基準」に基づいて適切なコンプライアンス体制を整備する。取締役は、社員の職務の執行において、コンプライアンスを確保するための体制構築、施策決定、施策の実施及び実施状況の検証、施策評価につき、最終責任を負う。

⑥ グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を共有するセブン&アイHLDGS、グループの一員として、セブン&アイHLDGS、グループの取締役・社員一体となった遵法意識の醸成を図る。銀行経営の健全性を最優先とし、アームズ・レングス・ルール等を遵守しつつ、独立して経営判断を行う体制を整備する。取締役会は、当社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するため、「子会社管理方針」を定め、取締役は、「子会社管理方針」に基づいて、子会社を適切に管理する体制を整備する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項

監査役は、その職務を補助する組織として監査役室を設け、監査役室専属の社員を置く。さらに、取締役は、監査役から要請があった場合には、社員に監査業務の補助を行わせるものとする。

⑧ 監査役室専属の社員の取締役からの独立性に関する事項

人事部担当役員は、監査役室専属の社員の人事異動、人事評価及び懲戒処分につき、事前に常勤監査役へ報告し常勤監査役の同意を得ることを要する。

⑨ 監査役がその職務を補助すべき社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要な知識・能力を備えた専任の社員を、監査役室専属の社員として適切な員数を確保し、監査役に、監査役室専属の社員に対する指揮命令権を帰属させる。また、監査役室専属の社員に対して、業務の適正性を調査し、必要な情報が収集できるための権限が付与されている。

⑩ 取締役及び社員が当該株式会社の監査役に報告をするための体制

取締役は、監査役会から監査方針・計画及び監査実施状況・結果につき適宜説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告を行う。取締役及び社員は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上重要な事項を速やかに報告する。子会社においては、当社内の所管部署を定め、当該所管部署が、当該子会社の事業運営及びコンプライアンス、リスク管理等の内部管理等について子会社の取締役及び社員から報告を受け、その報告内容を必要に応じて、監査役に報告する。

⑪ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告者が、不利な取扱いを受けないことについて、社内規程を整備し、また、これらの社内規程を適正に運用する。

⑫ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

通常の監査費用について、監査役は監査計画に応じて予算化する。また、有事における監査費用又は臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができる。

⑬ その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役、内部監査部署は、監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社のコンプライアンス全般につき総合的な経営運営の立場から検討・評価を行うことを目的としてコンプライアンス委員会を設置しており、当年度において3回開催しています。委員会では、コンプライアンスに関する課題の把握とその対応策等を検討しています。

また、コンプライアンス・プログラムにて「情報漏洩リスクの理解と適正な対策の実施」を重点取組課題に掲げ、個人情報保護法改正を踏まえたプライバシーポリシーや対象規程の改訂に加え、社内管理・運用方法の見直しや各種研修等を実施しています。

② リスク管理体制

各リスクの管理統括部署より、リスク管理の状況等に関する重要事項を協議し、経営会議に答申することを目的としてリスク管理委員会を設置しており、当年度において4回開催しています。委員会では、各リスクの管理統括部署より、リスク管理の状況、評価等の報告を受け、その対応策等を検討しています。

③ 取締役の職務執行

取締役会を13回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等の適合性と業務の適正性の観点から審議を行っています。

また、社外取締役に対し、経営への影響が大きいと思われる案件に関しては事前説明を行ったり、当社事業の状況への理解をより深めるための取組みを行ったりするなど、審議の充実・効率化のための施策を講じています。

④ グループ管理体制

子会社に対し、当社が承認した事業計画について、その範囲内で業務執行上の一定の裁量を付与しています。その上で、取締役会等において、子会社の取締役等から経営状況等の報告を受け、現況を把握しています。また、当社監査部が子会社の業務監査を定期的に実施しています。

⑤ 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、当年度においては、14回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われています。

また、監査役は、取締役会・経営会議を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び監査部と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしています。

⑥ 監査役の実効性の確保

監査役の職務を補助する組織として監査役室を設け、2名の社員が専属し、監査役の業務を補助しています。

取締役は、監査役会から監査方針・計画及び監査実施状況・結果につき適宜説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告が行われています。

取締役及び社員並びに子会社の取締役及び社員から、監査役に対し、法定の事項に加え、全社的に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上重要な事項について、適宜報告が行われています。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

明確な形では定めておりませんが、継続的な業況拡大やコーポレートガバナンスの強化等を通じた企業価値の最大化等により適切な対応を行っていく方針であります。

特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

会計参与に関する事項

該当ありません。

その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置づけており、剰余金の配当については、株主への適正な利益還元の観点から、内部留保とのバランスを勘案しつつ、現金による継続的な安定配当を実現できるよう努力することを基本方針としております。配当性向については年間40%を最低目標とし、配当回数については年2回（中間配当及び期末配当）を基本方針としております。

第21期連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	30,724	30,724	168,694	△1,081	229,061
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△12,972	－	△12,972
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	20,827	－	20,827
自己株式の取得	－	－	－	△97	△97
自己株式の処分	－	－	－	6	6
連結子会社に対する持分変動に 伴う資本剰余金の増減	－	39	－	－	39
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	39	7,854	△91	7,802
当 期 末 残 高	30,724	30,764	176,549	△1,173	236,864

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	440	3,407	359	4,207	1,407	234,676
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	△12,972
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	20,827
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△97
自己株式の処分	－	－	－	－	－	6
連結子会社に対する持分変動に 伴う資本剰余金の増減	－	－	－	－	－	39
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	166	1,307	△38	1,434	199	1,634
当 期 変 動 額 合 計	166	1,307	△38	1,434	199	9,437
当 期 末 残 高	606	4,714	320	5,641	1,606	244,113

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 8社

会社名

FCTI, Inc.

PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL

株式会社バンク・ビジネスファクトリー

株式会社セブン・ペイメントサービス

Pito AxM Platform, Inc.

株式会社セブン・グローバルレミット

株式会社AC S i O N

株式会社Credd Finance

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 4社

会社名

株式会社セブン・ペイ

TORANOTEC株式会社

TORANOTEC投信投資顧問株式会社

株式会社メタップスパイメント

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(5) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末 3社

3月末 5社

(2) 連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の計算書類により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却を行っております。ただし、金額が僅少な場合は、発生時の費用として処理しております。

会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

当社の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～18年

A T M 5年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査をしております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

②賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③株式給付引当金

株式給付引当金は、取締役株式交付規程及び執行役員株式交付規程並びに従業員株式交付規程に基づく当社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。）及び執行役員（海外居住者を除く。）並びに一部従業員（海外居住者を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(6) 重要な収益の計上基準

当社及び連結される子会社並びに子法人等の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・ A T Mプラットフォーム事業を中心とする銀行業

主に提携金融機関等の利用者が、当社 A T Mを利用した際に預金残高等から入出金した現金を受け入れ又は引渡しを行う等のサービスを提供しております。これらの A T Mサービス等の提供から収受するサービス手数料収入に関して、提携金融機関等の利用者が当社の A T Mサービス等を利用した時点において収益を認識しており、取引の対価は概ね履行義務を充足した月の翌月中には受領しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当連結会計年度の期首残高へ与える影響はありません。

また、当該会計基準等の適用により当連結会計年度の損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

追加情報

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社の取締役(非業務執行取締役及び海外居住者を除く。以下同じ。)に対して、中長期的に継続した業績向上への貢献意欲をより一層高めることを目的に、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める取締役株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

(2) 信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額は588百万円、株式数は1,895千株であります。

(執行役員、一部従業員に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社の執行役員(海外居住者を除く。以下同じ。)、一部従業員(海外居住者を除く。以下同じ。)に対して、中長期的に継続した業績向上への貢献意欲をより一層高めることを目的に、株式付与ESOP信託による業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、執行役員、一部従業員に対して、当社が定める執行役員株式交付規程、従業員株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、執行役員、一部従業員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として執行役員の退任時、一部従業員の退職時とします。

(2) 信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額は584百万円、株式数は2,086千株であります。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

有価証券の減損要否の判断にあたり、一部の出資先についてはその事業内容を勘案したうえで新型コロナウイルス感染症の影響が当連結会計年度末以降においても一定期間は残ると仮定し、事業計画値に反映したうえで会計上の見積りを行っております。この結果、当連結会計年度において、減損は不要と判断しております。なお、前連結会計年度より重要な変更はありません。

また、上記見積りは連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づくものの、新型コロナウイルス感染症拡大の状況やその経済への影響が変化した場合には、翌連結会計年度以降に係る連結計算書類に影響を与える場合があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く） 1,424百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	55百万円
危険債権額	6百万円
三月以上延滞債権額	0百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	61百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券82,212百万円を差し入れております。
また、その他資産には保証金2,371百万円及び中央清算機関差入証拠金1,700百万円が含まれております。
4. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、25,926百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが25,926百万円あります。
5. 有形固定資産の減価償却累計額 55,966百万円

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、持分法による投資損失694百万円を含んでおります。
2. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

(単位：百万円)			
場所	用途	種類	金額
日本	事業用資産	建物	13
		その他の有形固定資産	2
		ソフトウェア	670
		その他の無形固定資産	27
		その他資産	49
合計			763

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、会社ごとに資産のグルーピングをしております。

上記の資産グループについては、当初策定した計画を下回って推移しており、今後の事業計画を見直した結果、投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めない資産については回収可能価額を零として評価しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,179,308	－	－	1,179,308	
合 計	1,179,308	－	－	1,179,308	
自己株式					
普通株式	3,587	415	21	3,982	(注) 1、2
合 計	3,587	415	21	3,982	

(注) 1. 自己株式の増加415千株は、株式付与E S O P信託の当社株式取得によるものであります。また、自己株式の減少21千株は、株式付与E S O P信託が保有する当社株式の交付によるものであります。

2. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式がそれぞれ3,587千株、3,981千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2021年5月21日 取締役会	普通株式	6,486百万円	5円50銭	2021年3月31日	2021年6月1日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	6,486百万円	5円50銭	2021年9月30日	2021年12月1日

(注) 1. 2021年5月21日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金19百万円が含まれております。

2. 2021年11月5日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金19百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2022年5月20日 取締役会	普通株式	6,486百万円	利益剰余金	5円50銭	2022年3月31日	2022年6月1日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金21百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達・運用の両面において、安定性確保とリスク極小化を基本方針としており、積極的なリスクテイクによる収益追求は行っておりません。

当社の資金調達は、ＡＴＭ装填用現金等の運転資金及びＡＴＭ・システム関連投資等の設備投資資金の調達に大別され、金利動向等を踏まえてベースとなる資金を預金や社債発行等により確保した上で、日々の調達額の変動をコール市場からの調達により賄っております。

一方、運用については、個人向けの小口の貸出業務等を行っておりますが、中心は「限定的なエンドユーザー」としての資金証券業務であります。運用先は信用力が高く流動性に富む債券等の有価証券や信用力の高い金融機関に対する預け金、コールローン等に限定しており、リスクの高い金融派生商品等による運用は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主としてＡＴＭ事業を円滑に行うための現金がその大半を占めております。余資をコールローンに放出しており、与信先の信用リスクに晒されております。有価証券は、主に信用力が高く流動性に富む債券及び株式であり、その他保有目的としております。これらは、それぞれ与信先又は発行体の信用リスク及び金利リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。貸出金は、個人向けのローンサービスであり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、債権の大半は全額保証を付しているため、リスクは限定的となっております。

また、当社は、銀行業を営んでおり、その金融負債の大半を占める預金及び譲渡性預金は金利の変動リスクに晒されております。必要に応じてコールマネーにて短期的な調達をしておりますが、必要な資金を調達できない流動性リスクに晒されております。借入金や社債は、一定の環境の下で市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

信用リスクに関する基本方針を「リスク管理基本方針」に、その下位規程として「信用リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。信用リスクは現状、ＡＴＭに関する決済業務及びＡＬＭ操作に関わる優良な金融機関等に対する預け金、資金放出、仮払金等に限定し、信用リスクを抑制した運営としております。また、「自己査定・償却・引当規程」に従い、適正な自己査定、償却引当を実施しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

市場リスクに関する基本方針を「リスク管理基本方針」に、その下位規程として「市場リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「市場リスク管理規程」にて、リスク限度額、ポジション限度、損失許容限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理グループがそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。なお、四半期毎に開催するＡＬＭ委員会にて、リスクの状況、金利動向の見通し等が報告され、運営方針を決定する体制としております。

市場リスクに係る定量的情報

当社の市場リスクについては、金利リスクが主要なリスクであり、当社全体の資産・負債を対象として市場リスク量（ＶａＲ）を計測しております。ＶａＲの計測にあたっては、分散共分散法（保有期間125日、信頼区間99.9%、データ観測期間1年間）を採用しており、2022年3月末時点で当社の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で3,191百万円であります。また当社の事業特性を鑑み、資産側の現金に対して金利期間を認識し、期間5年のゼロクーポン債（平均期間約2.5年）とみなして計測しております。モデルの妥当性に関しては、モデルが算出するＶａＲと実際の損益を比較するバックテストを定期的の実施しております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③流動性リスクの管理

流動性リスクに関する基本方針を「リスク管理基本方針」に、その下位規程として「流動性リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「流動性リスク管理規程」にて、運用・調達の期間の違いによって生ずるギャップ限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理グループがそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。資金繰り逼迫時には、全社的に迅速かつ機動的な対応が取れるよう、シナリオ別対策を予め策定し、万全を期しており、資金流動性確保に懸念はないものと考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金、A T M仮払金、A T M仮受金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
その他有価証券	82,732	82,732	－
(2) 貸出金	28,056		
貸倒引当金（＊1）	△15		
	28,040	28,040	0
(3) その他資産（＊2）	3,692		
貸倒引当金（＊1）（＊2）	△397		
	3,295	3,295	－
資産計	114,068	114,069	0
(1) 預金	789,937	789,997	60
(2) 譲渡性預金	750	750	－
(3) 借入金	1,936	1,936	－
(4) 社債	105,000	105,493	493
負債計	897,624	898,177	553

（＊1）貸出金、その他資産に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）その他資産のうち、時価開示の対象となるものを表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）（＊2）	3,354
関連法人等株式（＊1）	1,424
組合出資金（＊3）	2,433

（＊1）非上場株式、関連法人等株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（＊2）当連結会計年度において、非上場株式について65百万円減損処理を行っております。

（＊3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券						
その他有価証券のうち 満期のあるもの	35,713	27,162	19,140	－	－	－
うち地方債	11,313	7,862	7,840	－	－	－
社債	24,400	19,300	11,300	－	－	－
貸出金（＊1）	27,979	15	－	－	－	－
その他資産（＊2）	3,484	－	－	－	－	－
合 計	67,177	27,177	19,140	－	－	－

（＊1）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない60百万円は含めておりません。

（＊2）その他資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない208百万円は含めておりません。

(注3) 社債、借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	674,649	73,069	42,217	—	—	—
譲渡性預金	750	—	—	—	—	—
借入金	1,936	—	—	—	—	—
社債	20,000	35,000	—	50,000	—	—
合 計	697,336	108,069	42,217	50,000	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
地方債	—	27,026	—	27,026
社債	—	55,186	—	55,186
株式	520	—	—	520
資産計	520	82,212	—	82,732

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	27,991	49	28,040
その他資産	—	3,295	—	3,295
資産計	—	31,287	49	31,336
預金	—	789,997	—	789,997
譲渡性預金	—	750	—	750
借入金	—	1,936	—	1,936
社債	—	105,493	—	105,493
負債計	—	898,177	—	898,177

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、上場株式がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、地方債、社債がこれに含まれます。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

その他資産

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

負 債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。また、変動金利によるものはありません。

社債

当社の発行する社債は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値から提示された金額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券 (2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	520	151	368
	債券	20,760	20,758	2
	地方債	14,152	14,151	1
	社債	6,607	6,607	0
	小 計	21,280	20,910	370
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	61,451	61,540	△88
	地方債	12,873	12,903	△29
	社債	48,578	48,637	△58
	小 計	61,451	61,540	△88
合 計		82,732	82,450	281

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当ありません。

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

該当ありません。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

該当ありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額
	国内事業	海外事業	計		
経常収益					
A T M受入手数料	97,427	24,303	121,731	－	121,731
その他	9,454	133	9,588	－	9,588
顧客との契約から生じる 経常収益	106,882	24,437	131,320	－	131,320
その他の経常収益	5,119	255	5,374	△26	5,347
外部顧客に対する 経常収益	112,001	24,693	136,694	△26	136,667

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 調整額は、主にセグメント間の取引消去であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結される子会社並びに子法人等はA T Mプラットフォーム事業を中心とする銀行業等を展開しております。主に提携金融機関等の利用者が、当社A T Mを利用した際に預金残高等から入出金した現金を受け入れ又は引渡しを行う等のサービスを提供しており、これらのA T Mサービス等の提供によりサービス手数料収入を収受しております。取引価格は提携金融機関等との契約に基づいて、主にA T M利用件数と1件当たり手数料価格を乗じて算定しており、提携金融機関等の利用者がA T Mサービス等を利用した時点で収益を認識しております。なお、これらの取引に係る対価は概ね履行義務を充足した月の翌月中には受領しております。

3. 当連結会計年度及び当連結会計年度末の末日後の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首 (2021年4月1日)	期末 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	7,609	7,239

(注) 顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表の「その他資産」に含めております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 206円33銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 17円71銭

(注) 1. 当社は、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たりの純資産額の算定上、連結会計年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の連結会計年度末株式数は3,981千株であります。また、当該信託が保有する当社株式を1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は3,711千株であります。

2. 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

第21期株主資本等変動計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
					繰越利益 剰余金			
当 事 業 年 度 期 首 残 高	30,724	30,724	30,724	0	170,879	170,879	△1,081	231,246
当 事 業 年 度 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△12,972	△12,972	－	△12,972
当 期 純 利 益	－	－	－	－	18,135	18,135	－	18,135
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	△97	△97
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	－	－	－	6	6
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 変 動 額（ 純 額 ）	－	－	－	－	－	－	－	－
当 事 業 年 度 変 動 額 合 計	－	－	－	－	5,163	5,163	△91	5,071
当 事 業 年 度 末 残 高	30,724	30,724	30,724	0	176,042	176,042	△1,173	236,318

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 事 業 年 度 期 首 残 高	440	440	231,687
当 事 業 年 度 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	－	－	△12,972
当 期 純 利 益	－	－	18,135
自 己 株 式 の 取 得	－	－	△97
自 己 株 式 の 処 分	－	－	6
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 変 動 額（純 額）	166	166	166
当 事 業 年 度 変 動 額 合 計	166	166	5,237
当 事 業 年 度 末 残 高	606	606	236,925

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～18年
A T M	5年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

なお、当事業年度については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付引当金は、取締役株式交付規程及び執行役員株式交付規程並びに従業員株式交付規程に基づく取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。）及び執行役員（海外居住者を除く。）並びに一部従業員（海外居住者を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・A T Mプラットフォーム事業を中心とする銀行業

主に提携金融機関等の利用者が、当社A T Mを利用した際に預金残高等から入出金した現金を受け入れ又は引渡しを行う等のサービスを提供しております。これらのA T Mサービス等の提供から収受するサービス手数料収入に関して、提携金融機関等の利用者が当社のA T Mサービス等を利用した時点において収益を認識しており、取引の対価は概ね履行義務を充足した月の翌月中には受領しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、当該会計基準等の適用により当事業年度の損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。概要は、「連結注記表」の「会計方針の変更」に記載のとおりであります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。概要は、「連結注記表」の「会計方針の変更」に記載のとおりであります。

追加情報

(取締役及び執行役員並びに一部従業員に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社の取締役(非業務執行取締役及び海外居住者を除く。)及び執行役員(海外居住者を除く。)並びに一部従業員(海外居住者を除く。)に対して、業績連動型株式報酬制度を導入しております。概要は、「連結注記表」の「追加情報」に記載のとおりであります。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

有価証券の減損要否の判断に当たり、一部の出資先については新型コロナウイルス感染症の影響を反映したうえで会計上の見積りを行っております。概要は、「連結注記表」の「追加情報」に記載のとおりであります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 22,663百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	44百万円
危険債権額	－百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	44百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券82,212百万円を差し入れております。
また、その他の資産には保証金2,106百万円及び中央清算機関差入証拠金1,700百万円が含まれております。
4. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、25,926百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが25,926百万円あります。
5. 有形固定資産の減価償却累計額 50,170百万円
6. 当社連結子会社であるPT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONALの金融機関からの借入債務に対し、901百万円の保証を行っております。
7. 関係会社に対する金銭債権総額 455百万円
8. 関係会社に対する金銭債務総額 38,319百万円
9. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとされております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る資本準備金及び利益準備金の計上額はありません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 0百万円

役務取引等に係る収益総額 1,049百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 44百万円

2. 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0百万円

役務取引等に係る費用総額 14,596百万円

その他の取引に係る費用総額 1,860百万円

3. 関係会社株式評価損987百万円は、当社連結子会社である株式会社セブン・グローバルレミットの株式に係る評価損であります。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数	摘要
自己株式					
普通株式	3,587	415	21	3,982	(注) 1、2
合 計	3,587	415	21	3,982	

(注) 1. 自己株式の増加415千株は、株式付与E S O P信託の当社株式取得によるものであります。また、自己株式の減少21千株は、株式付与E S O P信託が保有する当社株式の交付によるものであります。

2. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式がそれぞれ3,587千株、3,981千株含まれております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2022年3月31日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	20,663
関連法人等株式	2,000

4. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	520	151	368
	債券	20,760	20,758	2
	地方債	14,152	14,151	1
	社債	6,607	6,607	0
	小計	21,280	20,910	370
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	61,451	61,540	△88
	地方債	12,873	12,903	△29
	社債	48,578	48,637	△58
	小計	61,451	61,540	△88
合 計		82,732	82,450	281

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	3,337
組合出資金	2,433

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について65百万円の減損処理を行っております。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

該当ありません。

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

該当ありません。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
関係会社株式評価損等	7,847百万円
減価償却費損金算入限度超過額	295
未払事業税	268
株式給付引当金	237
賞与引当金	162
貸倒引当金損金算入限度超過額	151
資産除去債務	122
組合出資金	42
未払金(旧役員退職慰労引当金)	6
その他	138
繰延税金資産小計	9,271
評価性引当額	△7,970
繰延税金資産合計	1,300
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△267
前払年金費用	△171
資産除去債務に係る有形固定資産修正額	△19
その他	△2
繰延税金負債合計	△461
繰延税金資産の純額	839百万円

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区	17,200	コンビニエンスストア事業	被所有 直接 38.47%	A T M設置及び 管理業務に関する契約 資金取引	A T M設置 支払手数料の支払 (注) 1.	14,596	未払費用 (注) 2.	1,373

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

A T M設置支払手数料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、事務委任に対する対価性及び同社が負担したインフラ整備費用等を総合的に勘案して決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社及び関連会社等

記載すべき重要な取引はありません。

(3) 同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

記載すべき重要な取引はありません。

(4) 役員及び個人株主等

該当ありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社セブン&アイ・ホールディングス（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 201円58銭

1株当たりの当期純利益金額 15円42銭

- (注) 1. 当社は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たりの純資産額の算定上、事業年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の事業年度末株式数は3,981千株であります。また、当該信託が保有する当社株式を1株当たりの当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は3,711千株であります。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。